

●要配慮者利用施設区分

施設区分	根拠規定等
1 医療機関	
病院	医療法第 1 条の 5
診療所（入院病床を有するものに限る）	医療法第 1 条の 5 第 2 項
助産所（入院病床を有するものに限る）	医療法第 2 条
2 学校施設	
学校教育法第 1 条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする	
幼稚園	—
小学校	—
中学校	—
義務教育学校	—
高等学校	—
中等教育学校	—
特別支援学校	—
高等専門学校	—
専修学校（高等課程を置くものに限る）	—
3 社会福祉施設関係施設	
養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 4
特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5
軽費老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 6
老人福祉センター	老人福祉法第 20 条の 7
有料老人ホーム	老人福祉法第 29 条第 1 項
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項、老人福祉法第 29 条第 1 項
認知症対応型老人共同生活介護事業所	介護保険法第 78 条
短期入所生活介護事業所	介護保険法第 70 条
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護事業所)	介護保険法第 78 条
通所リハビリテーション事業所	介護保険法第 70 条
短期入所療養介護	介護保険法第 70 条
介護療養型医療施設	旧介護保険法第 110 条
介護老人保健施設	介護保険法第 86 条
小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第 78 条
通所介護事業所	介護保険法第 70 条
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第 28 条第 1 項～第 3 項
点字図書館	身体障害者福祉法第 28 条第 1 項～第 3 項
障害者支援施設	障害者総合支援法第 38 条第 1 項

施設区分	根拠規定等
地域活動支援センター	障害者総合支援法第 79 条第 1 項第 4 号、第 79 条第 2 項
福祉ホーム	障害者総合支援法第 79 条第 1 項第 5 号、第 79 条第 2 項
療養介護事業所	障害者総合支援法第 36 条第 1 項
生活介護事業所	障害者総合支援法第 36 条第 1 項
自立訓練(機能訓練)事業所	障害者総合支援法第 36 条第 1 項
自立訓練(生活訓練)事業所	障害者総合支援法第 36 条第 1 項
就労移行支援事業所	障害者総合支援法第 36 条第 1 項
就労継続支援事業所(A 型)	障害者総合支援法第 36 条第 1 項
就労継続支援事業所 (B 型)	障害者総合支援法第 36 条第 1 項
共同生活援助事業所	障害者総合支援法第 36 条第 1 項
救護施設	生活保護法第 41 条第 2 項
医療保護施設	生活保護法第 41 条第 2 項
乳児院	児童福祉法第 37 条
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条
保育所	児童福祉法第 35 条
幼保連携型認定こども園	認定こども園法第 16 条、第 17 条
事業所内保育事業	児童福祉法第 34 条の 15
家庭的保育事業	児童福祉法第 34 条の 15
居宅訪問型保育事業	児童福祉法第 34 条の 15
小規模保育事業所	児童福祉法第 34 条の 15
児童養護施設	児童福祉法第 41 条
障害児入所施設(福祉型)	児童福祉法第 24 条の 9 第 1 項
障害児入所施設(医療型)	児童福祉法第 24 条の 9 第 1 項
児童発達支援センター	児童福祉法第 21 条の 5 の 15
児童心理治療施設	児童福祉法第 43 条の 2
児童自立支援施設	児童福祉法第 44 条
児童家庭支援センター	児童福祉法第 44 条の 2
児童館	児童福祉法第 40 条
児童遊園	児童福祉法第 40 条
小規模住居型児童養育事業所(ファミリーホーム)	児童福祉法第 34 条の 4
児童発達支援	児童福祉法第 21 条の 5 の 15
医療型児童発達支援	児童福祉法第 21 条の 5 の 15
放課後等デイサービス	児童福祉法第 21 条の 5 の 15
児童自立援助ホーム	児童福祉法第 34 条の 4

施設区分	根拠規定等
放課後児童クラブ	児童福祉法第 34 条の 8
子育て短期支援事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項
一時預かり事業所	児童福祉法第 34 条の 12
児童相談所	児童福祉法第 12 条
母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条
母子健康包括支援センター	母子保健法第 22 条
無料定額診療施設	社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号
隣保館	—
病児保育事業	児童福祉法第 34 条の 18
認可外保育施設	児童福祉法第 59 条の 2
障害者福祉作業所	—
介護医療院	—
短期入所事業所	障害者総合支援法第 36 条第 1 項
就労定着支援事業所	障害者総合支援法第 36 条第 1 項